

## 気候風土適応住宅に係る滋賀県が定める要件（案）について

### 1. 趣旨

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）の改正により、令和7年4月1日から建築する全ての住宅に「省エネ基準への適合」が求められることとなる。

地域の大工が建築する伝統的な住宅は改正後の外皮の基準に適合させることが困難なものも想定されることから、国が定めた気候風土適応住宅に係る要件に加え、滋賀県独自の要件を追加する。

### 2. 滋賀県独自の要件を追加する必要性

- ・「国が定める要件」に「県独自の要件」を加え選択の幅を広げる。
- ・地域に根付く大工の技術継承および、県産木材を利用した木造住宅の普及促進の観点から独自の要件設定が必要。
- ・地域の自然環境に応じた省エネルギーな住まい方を実現するため。

### 3. 滋賀県独自の要件について

- ・県独自の要件として、地域の伝統技術を継承する目的を踏まえ「大工の手刻みによる加工、伝統的な接手仕口による接合」や「県産材を一定以上構造材等に利用」等を加える。
- ・その他、当該住宅は、法が定める外皮の省エネ性能を満足するものでないことから、自然風やすだれの活用など、住まい方の工夫が必要なことを建築主に説明の上、建築に関して意思確認を行うことを要件とする。
- ・建築物省エネ法は、滋賀県および県内7市（大津市、草津市、守山市、近江八幡市、東近江市、彦根市、長浜市）が所管行政庁であり、県内統一要件で調整中。

### 4. スケジュール

～令和6年10月	県内関係団体、所管行政庁と協議検討中
令和6年10月	常任委員会報告
令和6年12月	気候風土適応住宅の県追加要件を告示
令和6年12月～施行まで	県内各所への周知
<u>令和7年4月1日</u>	<u>建築物省エネ法の施行日に合わせ施行</u>
（令和5年度に2回、令和6年6月、8月に、関係機関との独自要件検討会を実施）	

### ※1 「気候風土適応住宅」とは

地域の気候および風土に応じた住宅であることにより、住宅の外皮基準に適合させることが困難であると国や所管行政庁（滋賀県および県内7市）が定める要件に適合するものをいう。

# 気候風土適応住宅に係る滋賀県が定める要件(案)について

## 1. 建築物省エネ基準について

### 省エネ基準について

住宅:外皮+一次エネルギー消費量基準  
建築物:一次エネルギー消費量基準

#### 外皮性能基準

#### 住宅

外皮(外壁、窓等)の表面積当たりの熱の損失量(外皮平均熱還流率等)が基準値以下となること。

※「外皮平均熱還流率」=外皮熱損失量/外皮総面積

<外皮を通した熱損失のイメージ>



#### 一次エネルギー消費量基準

#### 住宅

#### 非住宅

右記の設備機器等における一次エネルギー消費量(太陽光発電設備等による創エネ量(自家利用分)は控除)が基準値以下となること。

<一次エネルギー消費量算定対象の設備機器等>  
空気調和設備(暖冷房設備) 換気設備  
照明設備 給湯設備 昇降機(非住宅のみ)

## 2. 気候風土適応住宅(国が定める要件:抜粋)

「地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより省エネ基準に適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める要件に適合するもの」は気候風土適応住宅として「外皮性能基準」を適用しない



## 3. 滋賀県の定める要件

### 国が定める要件に県の要件を追加拡充する(①+②)

① 国が定める要件(国告示で規定)

② 県が定める要件(県告示で規定の予定)

※ 国告示で、所管行政庁が国の要件とは別に要件を定めることができると規定

### ■県が定める要件(下記要件を国が定める要件に加える)

A 貫工法であること

B 構造材を手刻み加工・伝統的な接手仕口

a 主たる居室の天井を竿縁天井・網代天井

b 県産木材の使用(構造材・仕上材)

c 深い軒庇

d 自然通風の取り込みに配慮した窓の計画

e 居室の大窓を多層構成(雨戸・障子等と組合せ)とする

f 縁側を設ける



B:手刻み加工



b:びわ湖材使用



a:竿縁天井



a:網代



c:深い軒庇



e:多層構成の窓



e:大窓



f:縁側

出典:国土交通省HPおよび「気候風土適用住宅」の解説(2024年版)

気候風土適用住宅の要件（案）

次のイからニまでのいずれかに該当するものであること		
国要件	イ	外壁の過半が両面を真壁とした土塗壁であること
	ロ	外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること
	ハ	屋根が茅葺であること
ニ 次の（１）および（２）に該当すること		
（１）次の（い）から（v）までのいずれかに該当すること		
国要件	（い）	外壁について、片面を真壁造とした土塗壁であること
	（ii）	外壁について、片面を真壁造とした落とし込み板壁であること
	（iii）	外壁について、過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること
県追加要件	（iv）	貫工法であること
	（v）	構造材（柱、梁、母屋および土台）に用いる木材は、手刻みによる加工とし、伝統的な接手仕口であること
（２）次の（i）から（iii）までのいずれか、または（iv）から（viii）のうちいずれか3つ以上に該当すること		
国要件	（i）屋根・天井が①から③のいずれかの構造であること	①化粧野地天井
		②面戸板現し
		③せがい造り
	（ii）床が板張りであること	
	（iii）窓の過半が地場製作の木製建具であること	
県追加要件	（iv）	主たる居室の天井が竿縁天井または網代天井であること
	（v）	使用する木材について、びわ湖材の使用量を7.5㎡以上（びわ湖材の使用基準として、構造材を3㎡以上使用すること）とすること ・構造材とは、土台、大引、柱（管柱、通柱）、梁（小屋梁を含む）、桁、胴差、母屋、方づえ、火打ち、棟木、隅木および小屋束等とする
	（vi）	軒が深い軒庇（軒庇の出（柱芯より垂木等支持材の先端まで）が0.75m以上、ケラバを除く）を設けていること
	（vii）	自然通風（対角、高低差通風等）の取り込みに配慮した複数の窓を配置した建築計画であること ・高窓、天窗や地窓の設置、対面に窓を設置、または部屋間を通し複数の窓から自然の風が出入り可能な間取りであること
	（viii）	主たる居室の大きな窓（掃き出し窓、連窓、引き込み形式）が多層構成の建具であること、および縁側（間口2間以上の長さ）を設けていること ・大きな窓とは、開口部高さ1.7m以上かつ開口幅の合計が3.64m以上であるもの ・多層構成の建具とは、雨戸、ガラス戸、障子など複数の建具を用いたものであれば可とする ・縁側は外縁を含まない

※上記にあわせて、建築主に対して気候風土適応住宅の適用を受けた計画であることについて説明を行ったものであることとし、建築主は気象要素を制御・活用する暮らしを行う意思があることとする。

- ・気象要素を制御・活用する暮らしとは、植栽、すだれ等の利用、窓の開け閉め等を活用した暮らしを行うこと